

1. 保全・再生部会の議事概要について

■第1回保全・再生部会議事概要（令和6年9月26日開催）

（1）希少種の保全に関する政令市、中核市の事例を報告

（2）貴重野生動植物種の捕獲等許可申請等のデジタル申請の方法について を報告

（3）今後の希少種等の保全について を審議

（決定事項）

- ・貴重野生動植物種以外に優先的に保全等が必要である種を選定する。
- ・各分類群の専門部会へ、保全対象種（仮称）※の選定基準（案）について意見聴取を行い、

第2回保全・再生部会で選定基準(案)を決定する。

※ 保全対象種（仮称）は、第2回保全・再生部会から（仮称）保全推進事業対象種と名称を変更

■第2回保全・再生部会議事概要（令和6年12月16日開催）

（1）（仮称）保全推進事業対象種の選定について を審議

（2）市民への周知・啓発について を報告

（決定事項）

- ・（仮称）保全推進事業対象種の選定基準を決定
- ・（仮称）保全推進事業対象種の正式な名称は、第2回自然環境保全推進委員会までに決定
⇒部会長の了承のもと、保全推進事業対象種と決定
- ・希少野生動植物種に関する情報の取扱いなどに関する周知・啓発について HP のリンクを充実させるなど

2. 保全推進事業対象種の選定について

■保全推進事業対象種の選定

保全・再生部会の決定に基づき、今後、保全推進事業対象種を選定する。選定された各種について、条例に基づく貴重野生動植物種への新たな指定も含めて、保全への取り組み方などを検討する。

■保全推進事業対象種の選定基準

保全推進事業対象種の選定基準(案)作成に係る意見聴取を9分類群の専門部会長へ実施し、第2回保全・再生部会で選定基準を決定した。

選定基準
1 その種が「岐阜市版レッドデータブック 2023」において、絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に選定されていること
2 その種又はその種が生息・生育する場所を対象として、生物多様性保全を推進するため、団体等（大学、高校等のサークル、部活動等も含む。）が保全活動を実施している又は実施する予定があること

■保全推進事業対象種の選定に係るスケジュール

令和7年度	・選定基準をもとに各分類群の専門家へ選定を依頼 必要に応じて追加調査を実施
令和8年度以降	・選定された各保全推進事業対象種について、保全への取り組み方などを検討 ・自然環境保全活動団体等の新たな指定について検討 ・貴重野生動植物種の指定について検討 保全推進事業対象種(案)について自然環境保全推進委員会で審議 貴重野生動植物種の指定を進めるかどうか自然環境保全推進委員会で審議 貴重野生動植物種の指定を進める場合、環境審議会で審議

3. 市民への周知・啓発について

■保全・再生部会からの意見

- ・希少な動植物が生息・生育する場所の特定につながるような行為（位置情報を SNS へ投稿するなど）は盗掘等が起こりやすい事例を紹介する。
- ・生きものを飼う（買う）際にその入手方法についても疑問をもつことが飼う（買う）責任であることを周知・啓発する。

■周知・啓発の実施内容

- ・岐阜市ホームページに、下記のとおり周知・啓発を目的としたページを作成した。
- ・今後ホームページでの周知・啓発に加えて、広報、SNS などによる周知・啓発も検討する。

希少野生動植物種に関する情報の取扱いについて 岐阜市では、2023年度に「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック2023」を作成しました。 岐阜市内に記録がある5,809種の動植物のうち、420種がレッドリストに掲載されています。 岐阜市ではこのようなレッドリスト掲載種の詳細な生息・生育地の情報について、認知された場合に愛好家等により捕獲・採取される恐れがあることから、原則として公開していません。 特に、植物に関しては自ら移動できないため採取の対象となりやすいです。そのため、登山などで訪れた場所で、珍しい動植物を発見し、SNSやブログ等で写真などの情報を掲載する際には、場所が特定できるような内容は避けてください。 スマートフォン等のGPS機能がついた機器で写真を撮影すると、緯度経度などの位置情報が写真に記録されます。そのまま貴重な動植物の写真をSNSやブログ等に掲載すると、位置情報が明らかとなってしまい、その情報が盗撮に繋がる可能性があります。 岐阜市の豊かな自然を発信することは素晴らしいことですが、貴重な動植物を守るために、写真を掲載する際には位置情報が明らかにならないよう気を付けてください。 	生きものを飼う（買う）ことの責任について 近年、インターネットでの稚取引が盛んになってきたことから、珍しい昆虫、魚類、両生類、爬虫類などがオンラインにより売買されることがあります。場合によっては法令などにより売買が禁止されている種まで、取引が行われているようです。 このような種を購入して飼育することは、生物多様性の損失につながる行為ですので、絶対にしないようにしましょう。 
関連情報 環境省バンフレット 希少な野生動植物種を飼育・販売される皆さんへ（外部リンク） WWFジャパン エキゾチックペットガイド（外部リンク） ○	